介護予防・生活支援サービス事業の利用者

要支援認定によって**「要支援１・２」**と認定された人および基本チェックリストによって**「事業対象者」**と判定された人は、原則として費用の１割、一定以上所得者は２割～３割を負担することでサービスを受けられます。また、要支援状態区分によりサービス費用の１ヶ月あたりの上限額が決められています（右表参照）。

要支援状態区分	限度額（１ヶ月）
事業対象者	５，０３２単位
要支援１	
要支援２	１０，５３１単位

※１単位当たりの単価は、事業所所在地に応じた国の地域単価または国が規定する単価から保険者が選択して規定した単価となり、サービスの種類によって異なります。

※事業対象者の限度額は原則として要支援１の限度額を目安としますが、利用者の状態によっては、これを超えることが認められる場合があります。

●2割負担となる人

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の人

●3割負担となる人

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の人

●料金のめやす（1割負担の場合）

【訪問型サービス】

・介護予防訪問型サービスのみの利用の場合（月額制）

対　象　者	利用内容	料金（月額）
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1・2の人	週1回程度	1，226円
	週2回程度	2，448円
要支援2	週2回超	3，884円

・生活支援訪問サービスのみ利用する場合、または介護予防訪問型サービスと生活支援訪問サービスを組み合わせて利用する場合（回数制）

対　象　者	介護予防訪問型サービス			生活支援訪問サービス		
	利用内容	料金	ひと月の回数上限	利用内容	料金	ひと月の回数上限
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1・2の人	標準的な内容の訪問型サービス	299円	12回まで	生活援助	269円	14回まで
	短時間の身体介護	170円	22回まで	短時間の生活援助（20分未満）	154円	25回まで

※継続利用要介護者が生活支援訪問サービスを引き続き利用する場合、上記「生活支援訪問サービス」欄と同様とする。

・短期集中専門訪問サービス利用の場合

対　象　者	自己負担（1回あたり）	期間
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1・2の人のうち、専門職の指導を受け改善の見込みのある人	400円（負担割合に関わらず定額料金）	3か月程度

【通所型サービス】

・介護予防通所型サービスのみの利用の場合（月額制）

対　象　者	利用内容	料金（月額）
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1の人	週1回程度	1，847円
要支援2	週1回程度	1，859円
	週2回程度または2回超	3，719円

・生活支援通所サービスのみ利用する場合または介護予防通所型サービスと生活支援通所サービスを組み合わせて利用する場合（回数制）

対　象　者	利用内容	介護予防通所型サービス	生活支援通所サービス
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1の人	週1回程度	448円 月1回～4回	2時間以上5時間未満　359円（ひと月に5回まで）
			5時間以上　403円（ひと月に4回まで）
要支援2	週2回程度または2回超	459円 月1回～4回	2時間以上5時間未満　368円（ひと月に10回まで）
			5時間以上　413円（ひと月に9回まで）

※継続利用要介護者が生活支援訪問サービスを引き続き利用する場合、上記「生活支援通所サービス」欄と同様とする。

・短期集中専門通所サービス利用の場合

対　象　者	自己負担（1回あたり）	期間
基本チェックリストによる事業対象者または要支援1・2の人のうち、専門職の指導を受け改善の見込みのある人	350円（負担割合に関わらず定額料金）	3か月程度